



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 三井松島産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 天野 常雄
(コード番号 1518 東証第1部、福証)
問合せ先 取締役 専務執行役員
総務部担当 小柳 慎司
(TEL. 092-771-2171)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 160 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株式併合に関する変更

- ① 本総会において株式併合に関する議案が承認されることを条件として、株式併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、全国証券取引所における「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。(変更案第 6 条、7 条)
- ② 上記①の変更の効力は、株式併合の効力発生をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日にこれを削除するものといたします。(変更案附則 2)

(2) 監査等委員会設置会社移行に関する変更

- ① 議決権を有する監査等委員である取締役から構成する「監査等委員会」を設置することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、企業価値を向上させることを目的として「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。(変更案第 4 条、18 条～20 条、24 条、30 条、32 条～36 条、39 条、附則 1)
- ② 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、改正会社法といいます。)第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除きます。)の決定の全部または一部を取締役に委任することが定款の定めにより可能となりましたので、より機動的な経営を目指すべく、規定を新設するものであります。(変更案第 27 条)

(3) その他の変更

- ① 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業目的を追加するものであります。(変更案第 2 条)

② 役付取締役をより柔軟に選任できるよう、役付取締役に関する規定の文言を修正するものであります。
(変更案第 21 条)

③ 当社は経営の意思決定機関である取締役会と、その意思決定に基づいた業務執行を分担する執行役員制度を取り入れ、経営基盤の強化を図っております。かかる実態に合わせて、執行役員に関する規定を新設するものであります。(変更案第 22 条)

④ 取締役会の招集について、招集通知の発送日を会日の 3 日前とするものであります。(変更案第 24 条)

⑤ 改正会社法により、責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することができるものと変更するものであります。(変更案第 31 条)

(4) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日

※但し、変更案第 6 条及び第 7 条は、当会社第 160 回定時株主総会にて株式併合に関する議案が承認可決されることを条件とし、定款変更の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日です。

4. その他

本日付で別途開示いたしました、「株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

(下線部は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|-----------------------------------|--|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条 <条文省略> | 第1条 <現行どおり> |
| (目的) | (目的) |
| 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 |
| 01. ～ <条文省略> | 01. ～ <現行どおり> |
| 21. <新設> | 21. <u>22. 紳士服、婦人服、ワイシャツ等の衣料品の製造及び縫製加工並びに販売</u> |
| 22. <条文省略> | 23. <現行どおり> |
| 23. <条文省略> | 24. <現行どおり> |
| 第3条 <条文省略> | 第3条 <現行どおり> |
| (機関) | (機関) |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会 | (1) 取締役会 |
| (2) <u>監査役</u> | (2) <u>監査等委員会</u> |
| (3) <u>監査役会</u> | (3) 会計監査人 |
| (4) <u>会計監査人</u> | |
| 第5条 <条文省略> | 第5条 <現行どおり> |
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| (発行可能株式総数) | (発行可能株式総数) |
| 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とする。 | 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000株</u> とする。 |
| (単元株式数) | (単元株式数) |
| 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |
| 第8条～第17条 <条文省略> | 第8条～第17条 <現行どおり> |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| (取締役の員数) | (取締役の員数) |
| 第18条 当社の取締役は、 <u>7名</u> 以内とする。 | 第18条 当社の取締役は、 <u>12名</u> 以内とする。 |
| <u><新設></u> | <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> |

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

<新設>

<新設>

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新設>

<新設>

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。
- 3 取締役会は、取締役相談役1名、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

<新設>

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 <条文省略>

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。
- 3 取締役会は、取締役相談役、取締役会長以下、役付取締役を若干名定めることができる。

(執行役員)

第22条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置き、業務執行を委任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 <現行どおり>

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役 および各監査役 に対し発するものとする。ただし、急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

- 2 前項にかかわらず、取締役 および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 24 条～第 25 条 <条文省略>

<新設>

第 26 条～第 27 条 <条文省略>

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、8 百万円以上であらかじめ 定めた金額または法令が規定する額 のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

- 2 前項にかかわらず、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 25 条～第 26 条 <現行どおり>

(重要な業務執行の委任)

第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 28 条～第 29 条 <現行どおり>

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して 株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

<削除>

<削除>

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤 監査役)

第 33条 監査役会 は、監査役 の中から常勤の 監査役 を選定する。

(監査役会 の招集)

第 34条 監査役会 は、各監査役が招集する。

- 2 監査役会 の招集通知は、会日の2日前までに各 監査役 に対して発するものとする。ただし、急を要する場合はこの期間を短縮することができる。
- 3 前項にかかわらず、監査役 の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会 の決議の方法)

第35条 監査役会 の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会 の議事録)

第36条 監査役会 の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。

(監査役会 規則)

第 37条 監査役会 に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会 において定める 監査役会 規則による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定 により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、8 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

<削除>

(常勤 監査等委員)

第 32条 監査等委員会 は、監査等委員 の中から常勤の 監査等委員 を選定することができる。

(監査等委員会 の招集 通知)

第 33条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

- 2 監査等委員会 の招集通知は、会日の3日前までに各 監査等委員 に対して発するものとする。ただし、急を要する場合はこの期間を短縮することができる。
- 3 前項にかかわらず、監査等委員 の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会 の決議の方法)

第34条 監査等委員会 の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
ただし、法令に特段の定めがある場合には、その定めによる。

(監査等委員会 の議事録)

第35条 監査等委員会 の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。

(監査等委員会 規則)

第 36条 監査等委員会 に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会 において定める 監査等委員会 規則による。

<削除>

<削除>

第6章 会計監査人

第 40条～第 41条 <条文省略>

(会計監査人の報酬等)

第 42条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章 相談役および顧問

第 43条 <条文省略>

第8章 計 算

第 44条～第 47条 <条文省略>

<新設>

<新設>

(平成 26 年 6 月 27 日改正)

第 37条～第 38条 <現行どおり>

(会計監査人の報酬等)

第 39条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 相談役および顧問

第 40条 <現行どおり>

第8章 計 算

第 41条～第 44条 <現行どおり>

附 則

1. (監査等委員会設置会社移行前における社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

平成 28 年 6 月開催の第 160 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第1項の賠償責任に関する締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。

2. (定款一部変更の効力発生日)

第 6 条及び第 7 条の変更は、当会社第 160 回定時株主総会の第 1 号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成 28 年 10 月 1 日をもって当該変更の効力が発生するものとする。なお、本附則は当該変更の効力が発生した日をもって削除する。

(平成 28 年 6 月 24 日改正)